



泰平丰表

元

リ 5
5125
1



15
5125
1-4

門 9 5
號 5125
卷 1

318

序言

世書天文十一年より起り天保八年迄曆教
 凡三百年のる年表の大田右那うにありあり
 ありを採り布きたる故に時々事々其の
 明瞭を不致しぬやす要に冠婚喪祭
 之類及ふ法と又事々憲法の附録に於て
 未聘通事ありしに於て其の由り公にあり

哉事をそとて度く他んぬるもさるも此の只
こたかみの秘冊とて今日太一事の母はほま活きまの
侍弱を伝きとらんとほつまるのそ

天保辛卯御書

忍屋居士誌

此書天保辛卯御書とて今日太一事の母はほま活きまの
侍弱を伝きとらんとほつまるのそ

附録

法をそとて度く他んぬるもさるも此の只
こたかみの秘冊とて今日太一事の母はほま活きまの
侍弱を伝きとらんとほつまるのそ
或ハ紙中子減一近世ありて字のそとて古きまの
連続せん又ハ老幼病之病よりして度きまの
かみおのちのそとて字のそとて法抄をたきまのそとてあり
よりのそとて字のそとて大上目とて字のそとて一偏子并後所

一物と云々その形らし

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

泰平年表凡例

東照宮

家康公清治卅三年清壽七十五
自天文十一年至元和二年迄

台徳公

秀忠公清治卅九年清壽五十四
自天正七年至寛永九年迄

大猷公

家光公清治卅九年清壽四十八
自慶長九年至其安四年迄

四殿有公

家綱公清治卅三十年清壽四十
自宝永十八年至延宝八年迄

常憲公

文昭公

家宣公清治世三十四年清寿五十一
自寛文二年至正徳二年迄

有章公

家継公清治世四年清寿八
自宝永六年至正徳六年迄

有徳公

吉宗公清治世三十年清寿六十八
自貞享元年至寛延四年迄

惇信公

家重公清治世十七年清寿五十一
自正徳元年至宝暦十一年迄

浚明公

家治公清治世二十七年清寿五十一
自元文二年至天明六年迄

大御所公

家齊公清治世五十二年清寿
自安永二年至天保八年清辞職迄

大赤洲

自元平二年至天保六年
卷之五 卷之六 卷之七 卷之八 卷之九 卷之十

泰平年表

引用書目

次亦不同
本文子
出如少
之今不改



御年譜

創業記

列祖成績

逸史

國史

江亭記

太田家譜

聚樂行幸記

豐臣家譜

元寬日記

慶長年中記

慶長年錄

當代年錄

道春年譜

四維山文集

退私錄稿

丙申記行

日光記行

野槌

常住院記

大德院記

稱名寺由緒書

足利學校由緒書

圓光寺由緒書

惺窩行狀

山州名蹟志

駿河記

公卿補任

梵竈日記

家忠日記

衆妙集

睦子又談

琉球史略

本朝神社考

光記

玉音抄

曾我家譜

鈴木家譜

細川家譜

嶋津家記

榊原家記

吉田家譜

中井家譜

尚本日記

金地院日記

國師日記

元和年錄

續年錄

東武實錄

嚴政錄

光廣卿日光記行

紀品年錄

松栄記事

寶貨事畧

日光山舊記

同清錄起

宿元永江戸因

清制法

君后言行錄

大猷公治世畧記

葉室家勳文

實永行幸記

三雲成賢家譜

長崎舊記

諸家末寺帳

宿元永德法淵日記

孔子堂日記

春有田畧記

弘文院家記

鵜峰譜畧

因史館日記

鳳岡年譜

鳳岡全集

正保日記

正保事錄

以貴小傳

北條系譜

山王旧記

會津世摺

土津灵神言行錄

見祢山廟記

視聽日録

坂上池院日記

宿元明日記



清山家令條

仰景錄

慶實西母錄

龜岡石見旧記

徳山家記

奈山家記

三雲家記

永井尚庸家記

萬天日記

貞録日記

吉良日記

寶徳日記

越前守光長家記

寔之廟字記

貞享諸家看

延宝江戸切符因

昔之物語

湯原日記

常山文義公行実

遺老物語

水野勝長家語

細井廣澤家帳

幸若家記

柳澤吉保家記

仕官格義弁

續紹運録

菖山字録

大嶋義近家語

新令句解

享保録

同續編

同通鑑

同遺事

同成典

水府家記

加判家記

庶物類纂

官中秘策

官中要録

文露叢

玉露叢

廿秋生家語

木下富亮家語

服部保廣家語

室直清家語

下田日記

伊勢貞太家記

小笠原持彦家記

憲法部類

白石遺文

折焚柴

伸書

兼山平鹿澤秘策

書書物方日記

饒川家記

奈佐勝英家語

仰高録

春の活形

多々井安元家記

延寛室明日記

日光御社参記

小十人頭旧記

安天宮皇子化政日記

小笠原忠徳家記

宗義功家記

大村家記

松浦家記

還海之六聞

鎖国論

山本正邦家記

近藤守重私記

清簡書留

天保日記

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

泰平年表



東武

忍屋隠士 謹輯

一東照宮御世

東照宮法事八贈從二位權大納言廣

忠卿の

廣忠卿ハ清和天皇二十四代世良田次郎之弟清康君ヲ嫡男

清母堂ハ書本筑後守貞景女大永六年三別園崎城ヲ遷シ

清初名仙代天文四年十二月廿日清康公逝去の後清元服加賀

吉良左兵衛依持廢ホテヨリ岡崎次郎高廣忠ト清祿後三別

内乱ヨリ勢別補テ清祿同六年七月朔日岡崎城ヲ遷シ

同十年清婚禮天文十一年二月廿六日清康公法連翁

東

一

三別大廣
村名寺

由銘云 天文十一年二月廿六日夜於三列岡崎城 廣忠様

法皇想々遊 而後因於林名寺法皇志極まの法連分

赤眞の法遊は別法連分は物今以取持仕は法連分より

神の御まの世をまの御 ぬらひぬまの御

ふけ廣忠 玉をく佛の内とて第ま其阿 ちあひま

ちあひ友鶴政家 ちあひ内と強るうらまの御をまの御

他は田中のるあらはなり易屋 出入一まるまると相阿

同年十二月廿六日夜 権現様法遊 赤眞右法連分

抜き法連分の法吉左右はぬ 各合林名寺法連分



若君様法名をま進まは 作はなま右法服の白を法遊

はの遊 竹下代掃をま稱てぬぬの中上右依之 法幼名

竹下代掃をま中上右別法名掃を法遊法遊は 思石出なる

中侍々右法連分法吉のくまを祝第頂戴仕人々以取持仕は

あり同十八年二月六日逝去 二十一年 同国大樹寺法遊法遊

瑞雲院殿應政道幹と益一まの慶長十六年三月廿二日

大納言の月法院号を改大樹寺殿と稱す 夫人三列

刈屋の御まの野右衛門大夫忠政二女母堂ハ大河内左衛門依之綱

春良女 於大 稱せしき 東照を法母堂より故あを法遊

縁後久松法遊も後勝は再縁永禄三年三月尾列大高

法遊向の時後勝は阿古屋の邸に 入法遊法遊たまより

活借言をよつ

天正七年八月廿九日伏見においで逝去七十小石川傳通院葬

送りせむる傳通院を移す

活嫡男活母堂の野右衛門左衛門忠政女於大のち後天正十一年傳通院と稱

十二月廿二日額田郡岡崎城をおいて活誕生活母日石川

活篋刀 酒井 雅樂介正親活幼名竹千代君天正十一年今川義元の居城駿

府へおいで給ふ途中織田のちの奪はせしむるに居列熱田に在

任天正十八年十一月九日尾列より三列へ移りしめ又後列義元の

許よりせむる天正廿二年活澄君初弘治二年正月廿七日徳府

おゐる活元服義元首服を加へましせむる次第三郎元信とすまりし

たむる 上の時活川或は 世良用と活神と弘治三年の春蔵入元康と改める

今川治部大捕妻女室の関に刑部少輔氏産の娘天正三年

三葉山殿と稱す天正七年八月廿九日ゆるを生害溢西

光院殿遠別濱松西末院に葬す

なする活室をるる永禄元年二列を入海兵を寺部に出す

活井日向を撃せらるるを活はなするを永禄二年二月廿

岡崎浪島に即信康君生

活母今川氏葉山殿天正七年九月十九日逝り溢騰雲院

殿遠別二股清流寺に葬す

永禄二年三月十八日龜姫君生

永祿母今川氏天正二年五月眞平美作守信昌室後加
 納言奇實永二年五月廿七日逝益盛渡院名濃
 加納盛渡院女母。

同二年義元討死の後五月廿二日岡崎城より
 歸寺永祿四年
 織田信長と法和親あり今川氏眞と好とを絶より永祿
 五年二月源家相傳の軍書十八冊阿部左九郎正勝等
 行して書せり。永祿六年の秋家康と法政以永祿七年
 三列東西法の屬す永祿八年三月督姫君生まり
 法母持尾氏天正十二年七月北條氏直室文祿二年再
 嫁池田宰相輝政長二十二年二月四日逝益良正院名

系智恩院子尊後因外取馬慶安寺を建

永祿九年十二月廿九日法五位下三河守
或云これ世良田法將
今平法河川法復姓

永祿十一年正月十日左京大夫法政の斗氏眞を討せり

別法子屬す入龜入斗正月遠外濱松城法將後入龜

二年正月五日法五位上同日侍後天正二年正月五日正五位下

二月八日秀康卿生

於義丸君三河守法母永見氏秀吉の妻子孫羽柴氏八年

三月継結城家を也五年十一月十五日封越前国八斗二月

廿五日法二位参淺止七月廿六日權中納言十二年四月四日逝

益考顯寺殿後改淨光院殿越奇福井淨光院女母

永祿母今川氏天正二年五月奥平美作守信昌室後加
 納侍奇實永二年五月廿七日逝益盛渡後名濃利
 加納盛渡後母。

信昌室後

同二年義元討死の後五月廿二日岡崎城。
 織田信長と清和親あり今川氏真と好むを絶永祿
 五年二月源家相侍の軍書十八冊阿部左九郎正勝を
 行して書せしむ。永祿六年の秋家康と清和以永祿七年
 三列東西清母屬す永祿八年三月督姫君生主。
 清母持尾氏天正十二年七月北條氏直室文祿二年再
 嫁池田宰相輝政長二十二年二月四日逝益良正渡後

四十八母

系智因因母清渡後因取馬慶安寺を建

永祿九十年十二月廿九日渡五位下三河也。
或云はれは世良田清
今年酒川より復姓

永祿十一年正月十日左京大夫清和の斗氏真を討せしむ。
 別清母屬す入電入斗正月遠外濱松城に清清後入電

二年正月五日渡五位上同日侍後天正二年正月五日正五位下
 二月八日秀康卿生

於義丸君三河清母永見氏秀吉長子林羽葉氏十年
 三月継結城家清五年十一月十五日封越前国八年二月

廿五日渡三位清後十年七月廿六日權中納言十二年四月四日逝
 益考顯寺殿後改淨光院殿越前福井淨光院子林也。

天正七年十二月十日没四位下同共九月右近清權少将天正七年四月
七日 竹下代君法延生 長丸 亦忠公 法信年 天正八年正月廿
没四位上同九年九月忠吉卿生

法母西郷氏松平下野守と法母没尾張守と共五年十一月
封尾張國没五位左中将十二年五月没迹溢性高院没位也
二 古制男彦及法子共等

同十年十月十日法子と法連と一掃をふる掃はるまゝなるま
同十年十月 日振姫君生

法母穴山氏又祿四十二年蒲生飛騨守奉行室入和久斗月
再嫁浅野野但尾の長晟三年八月廿九日於池別和歌山没溢性清

西院原 蘇母京令戒光明寺没法利度嶋建正清院

天正十二年三列駿列一系法領成 三志七 天正十二年九月廿二日

信吉君生

一方代君称武田氏法母穴山氏と七年十月封常陸國水

天正八年九月十一日迹溢淨鑑院没等此連淨福寺

同十年十月五日正四位下同七日左近清權中將との斗甲信兩國法

属乎天正十二年二月廿日去後没二位 或云十四年 同十年四月十五日

小牧山法陣天正十三年十月四日推中納言同十年五月廿二位同

十二月留駿府城上法信没天正十四年五月十四日豊臣関白法信

妹 朝日姫君称 法入壘法婚禮 同十八年正月十四日聚樂亭 法去
駿河法取 称南明院没系東行まじり

天正七年十二月十日
後四位下 同其九月右近清權少將
天正七年四月
七日
竹下代君法能生長丸 天正八年正月廿日
後四位上 同其九月忠吉卿生

法母西鄉氏松平下野...
後尾張守...
封尾張國... 天正七年十月廿日
法能生...

同七年十月十日...
日振姫君生

再嫁...
天正七年八月廿九日...
長晟

天正七年三月...
明寺...
天正七年九月廿三日

信吉君生...
武田氏...
天正七年五月...

同七年十月...
天正七年二月...
同七年四月...

同七年四月...
天正七年十月...
同七年五月...

十二月四日...
天正十四年五月...
天正八年正月...
同七年正月...

同年十月上洛大坂より世多ふ是より去るは和解
依りてなり天正十五年八月八日二位権大納言同年十二月廿八日
左近衛大将左馬寮清盛この年东山
大内隆造天正十六年正月十五日左近衛
大将を以て辭二月駿府の法城修理同年四月十五日聚樂堂に
行幸の時時を松祝「いとういとう」の世多ふは右のよせ
教をもちきりてそる右ハ兼光をもち聚樂堂の世多ふは右のよせ
其日待の世多ふ聚樂堂の世多ふは右のよせ
同十四月廿日の法城「いとういとう」の世多ふは右のよせ
そる大和を以て是ハ聚樂堂
行幸天正十七年正月朔日二月
駿遠二国大地を辰三月秀吉より法城築五月秀吉より法城
西郷局逝去

西郷彈正右衛門清員妻良女守服部重吉女保章女海島泉
院教駿河府中竜泉寺其寺寛永五年七月贈後二位
改法室寺院又寺号宝其室院

天正十八年正月十四日法皇御一統の法亦豊吉自三月至七月
小田原征伐曲里は関白を駿遠三甲信五国を以て伊豆守隆正を
上総下総六国并近江國の内九万石を以て法城の費用不致法城
四日市場白浪質米野中白浪清見を寺の地一石を法城に在る
法城の地を以て法城の地を以て
今成積に在る同年八月朔日武蔵国江戶城に
法移徒

江戶法城のよせ太田の法城太田内中なる法長あめ法城入道

同年十月上洛大坂より世々不日之云云と法和解し
 依りてより天正十五年八月八日従二位権大納言同年十二月廿八日
 左近衛大将左馬寮左衛門督 上の年东山 大納言進出 天正十六年正月十五日左近衛
 大将を以て辭二月駿府の法城修理同年四月十五日聚樂殿宮下
 行幸の時時を松祝「こころのねの世々不日之云云と法和解し
 教をもちまゝりてせん」 右、美光と云り聚樂殿の世々不日之云云と法和解し
 其日待りて聚樂殿の世々不日之云云と法和解し
 同十四月廿日の法行「こころのねの世々不日之云云と法和解し
 そころ大和を以て 是七聚樂殿行幸 天正十七年正月朔日 二月
 駿遠二国大地震三月秀吉より法城築五月秀吉より法城
 西郷局逝去

西郷彈正左衛門清員春女守服部重友女保章女海鏡泉
 院殿駿別府中 竜泉寺 寛永五年七月贈後二位
 改法室寺院殿又寺号 宝其屋院

天正十八年正月十四日法皇野一法沙法帝 庶子自三月至七月
 小田原征伐曲豆后関白を駿遠三甲信五国を將 伊豆守掃部
 上総下総六国并近江國の内九万石を以て上洛の費用不致地所
 四日市場白浪領 米野中白浪清見寺の地一石石野田計五石を
 北攝の地を以て 法皇御八別と云 同年八月朔日武藏国江ノ城より
 法務使 今成清と云

江戸法城より太田の法城より太田の中より濱長めの持入通て

上原 法城より太田

道灌と号す、康正二斗義政の令より武佐國共給
江戸の地を領し其村を分付田宮田、舟田といふ長祿元年
四月八日江戸城經營成り、城の形、城中城外あり石を以て垣
と、壘のまゝ十年大壘、岸を以て三斗をめぐり、数十町海塹、泉
脈を通せり、法を以て法、つ廿五あり、門を以て大壘を以て、其
うけ城門を入き、石橋、其左右を連りて、中城を築き、其
天、静勝朝といふ文明八年より、京都、其後、村倉、相國寺
接川の社、徒部、其後、其地を領し、其地を領し、其地を領し、其
村倉、跋を言、資長十斗を領し、其地を領し、其地を領し、其
信得、名江戸、其地を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、

賜まり、其側、其地を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、
舟といふ二斗の地、其地を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、
其地を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、
とて、岸下は西湖の地あり、其地を領し、其地を領し、其地を領し、
舟を築き、其地を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、
麾下の士、数百人をあつて、其地を領し、其地を領し、其地を領し、
後より、武佐野、都を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、
司、其地を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、
つら、其地を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、
ミ、其地を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、其地を領し、

香川

東

七

十のふらゝの敵討にまゝ「法親王」首を徳川一武に獲られた。
 のやのこゝに思ひよりの言ひ事のそや、天正十八年七月の事。
 廿六日道灌に主三崩石の上杉定正のあまねお旨言せらる。
 十のふらゝ上杉の持城にまゝ、道灌のあまねお旨言せらる。
 政を恨み山内の上杉顯定に馬一、大和の資を北條
 左京守文氏綱之馬一、大永四年正月氏綱之崩石の上杉朝興の
 江戸城を責てよきを隔一、山内遠山四郎兵衛直景のあまねお旨言せらる。
 江戸城を責てよきを隔一、山内遠山四郎兵衛直景のあまねお旨言せらる。
 十のふらゝ法親王のあまねお旨言せらる。北平石親吉、井伊直政のあまねお旨言せらる。
 勝拂、京原、石川康道、よきを隔一、京原、伏見、文氏、代官、聚

或は依りて、天正十九年正月に江戸法城に於て、關八州の群士洋泊し、
 法親王の時、

二十の初を智乎、文禄元年十二月一日、忠輝卿生、

法母山田氏辰子代君上総介越後少将等、七十年四月、法親王

下少将十五、二月封越後、國高田城、元和三年七月十日、國除

天和二年七月二日、逝、極寂院、信別、源、夏、松院、法華

同、年、二月、肥前、名古屋、法出、傳、是、古、向、朝、鮮、征、伐、に、依、り、也、世、年、

法城、小岳、を、焼、く、大、層、土、組、の、穴、十、地、を、得、り、是、を、大、所、と、い、ふ、と、大、禄、

二年、慶、長、十、二、年、藤、原、甫、子、年、一、と、は、法、奇、貞、親、政、要、を、よ、め、

り、是、法、奇、貞、親、政、の、史、書、を、い、ふ、一、娘、那、り、と、文、禄、二、年、と、い、ふ、

子、位、は、法、奇、貞、親、政、の、史、書、を、い、ふ、一、娘、那、り、と、文、禄、二、年、と、い、ふ、

子、位、は、法、奇、貞、親、政、の、史、書、を、い、ふ、一、娘、那、り、と、文、禄、二、年、と、い、ふ、

十六のあとも敵軍よまき法親王一首を賜ふ。武蔵野にたつ
うやのこゝ思ひよらるる言毎のこゝや咲かん。天正十八年七月

天文

廿六日道灌と主扇石の上杉定正らとあはれ言せらるる

十六子より上杉家の持城とある道灌四方より左馬の尉資康史

政を恨み山内の上杉顯定より馬一と書大和を資する北條

左京左大臣綱と馬一。大永四年正月氏綱の嗣石の上杉朝興

江戸城を責めて上杉を陥しなれば遠山四郎兵衛直景も今年一

江戸城を奪ふも上杉を陥しなれば遠山四郎兵衛直景も保せし

十の年は法親王の法士を組まふ。北平石親吉井伊直政とある

勝拂多原政石川康道とある。京及伏見とある。聚

或は休んず。天正十九年正月江戸法親王の関八州の群士浮揚

二十の初を皆す。文禄元年十二月一日忠輝卿生

法母山田氏辰子代君上総介越後少将とある。十年四月後四位

下少将十五。二月封越後国高田城。元和三年七月十日国除

天和二年七月二日逝。藤原院教信が源頼朝の孫

同年三月肥前名古屋法出傳是左衛門朝鮮征伐に依り也。世平

法城小岳を討て大番と組の土地とせし。且之を本所といふ。大禄

二年。慶士藤原甫とある。法守貞親政要とある。世

は。是。法守貞親の史書とある。始なりとある。文禄三年とある

子孫を授けし。法守貞親の史書とある。始なりとある。文禄三年とある

子孫を授けし。法守貞親の史書とある。始なりとある。文禄三年とある

大岡吉野花見の時を首の和歌を詠む

花の移つて

花の移つてはもとの花を思ふに似たり

花の移つてはもとの花を思ふに似たり

花の移つてはもとの花を思ふに似たり

花の移つてはもとの花を思ふに似たり

花の移つてはもとの花を思ふに似たり

花の移つてはもとの花を思ふに似たり

花の移つてはもとの花を思ふに似たり

花の移つてはもとの花を思ふに似たり

花の移つてはもとの花を思ふに似たり

花の移つてはもとの花を思ふに似たり

花の移つてはもとの花を思ふに似たり

政宗に傳進三后道流法衣全宗法服紹巴等又みゆか

とある上人のなかなかなし一冊の是二月廿九日のことなり

春日同詠和歌十首の法衣をよせし又細川西仲長幼集

神居の代にたもつて二首を裁す

花のねん

花のねんはもとの花を思ふに似たり

花のねんはもとの花を思ふに似たり

太閤土田野元見の時を首の和音を和のふ

花の孫のふ

二二はうあゝとものひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

花のふらふらとあひのひらきあをいふと 咲くよしうしとくもあひのひ

十日野山たのやまのつらつらつらつらも形かたち一ひとの吹ぬよりのつらつら

同年三月高野山たかのやまの法ほつ也山やまはね 左ひだりの言ことば於大徳院おほとくゐん法ほつ徳とく也なり

雙ふた合あひ 文七言 結一首 是こゝに利り字じ校がう三さん要やう執しつ也なり法ほつの面おもても後のち大徳院おほとくゐん信しん持ぢ

着あは雅みやび法ほつ印いん法ほつ作さくの末のすゑ一ひと奥おく古ふる以もつ今いま二ふた要やう儀ぎ也なり法ほつ作さく和わ韻いん也なり

峰みね分わ百ひゃく位ゐ坐ざ奉ほう令らう胎たい金きん邪じゃ安あん坐ざ中ちゆう童どう子し現げん聖せい亦また諸しよ峰みね

月つき照あ時とき風かぜ拂はら塵ちん者もの正せい佛ぶつ峯ほう一ひと司し北きた巡めぐ南みなみ巡めぐ神かみ因よ身み峯ほう

上かみ役やく若わか軀くわい鬼おに與よ官くわん峯ほう行ぎやう順じゆん通つう果くわ妙めう峯ほう是こゝに如ごと来くわ

則すなは事こと二ふた法ほつの面おもての裏のうらも亦また後のち名な上のうへ右みぎ法ほつの面おもて今いま大徳院おほとくゐん

取と存ぞん于に同どう年ねん十じゆ二に月げつ禮らい記ぎ正せい義ぎを清せい京きやう秀しゆ賢けん也なり侍しやく也なり月つき日にち

松まつ子こ代しろ君きみ生なま

法ほつ母ぼ山さん田でん氏し繼けい長ちやう澤ざく松しょう平へい家け也なり七しち四じゆ年ねん正せい月げつ十じゆ二に日にち逝し溢えき

法ほつ母ぼ清せい也なり平へい石せき主しゆ計けい頭とう親しん吉きち女にょ也なり七しち二に月げつ七しち日にち逝し

文ぶん祿りく四し年ねん仙せん子し代しろ君きみ生なま

法ほつ母ぼ清せい也なり平へい石せき主しゆ計けい頭とう親しん吉きち女にょ也なり七しち二に月げつ七しち日にち逝し

溢えき高かう岳がく院ゐん教けう葬さう尾び列れつ名な古こ屋や高かう岳がく院ゐん

松まつ姫ひめ君きみ生なま

法ほつ母ぼ太たい田でん氏し也なり長ちやう三さん年ねん正せい月げつ廿にじふ日にち逝し

同どう年ねん七しち月げつ是こゝに利り字じ校がう也なり法ほつの面おもての裏のうらも亦また後のち名な上のうへ右みぎ法ほつの面おもて今いま大徳院おほとくゐん

大夫たいふ所しよ 且かつ表ひょう子し元げん倍ばい十じゆの書しよを二ふたて典てん長ちやう開かい白はく子し法ほつの面おもての裏のうらも亦また後のち名な上のうへ右みぎ法ほつの面おもて今いま大徳院おほとくゐん

五ご了りやう納なつ

道春より日光紀のり字校のりまを記して云膝子又注曰關白
秀次故自東時奇寮主元信取什物後秀次甄洛
東照大神君聞而患之既而秀次背秀吉入高野山
自叙於是元信又轉從神君使城氏与月有責取
什物以故世所謂世四幅聖像及五經注疏在其中予今
所綴觀之因係是也狩野祐清所画也云云云云

孝長元年十月五日改元五月十日改元正二位内大臣閏七月十二日大地震京
都伏見を遷す巨石七民屋破倒一壁丸のものをさし一孝長三年
正月法皇宮を法威石清の八幡に遷す法皇宮あり八月十日所開白
大政大臣位一信孝長三年秀吉公伏見城あり孝長三年

隆慶二年十月名解の清將の叙伏見より
神君神御する其孝長四年正月伏見城を法威城秀頼を神佐
天下の兵馬の權をさめり孝長五年六月令法威征伐備
之あり七月下野國小山法威同年九月法威國関ヶ原法威逆
徒伏謀諸国一統を成す同月廿日京師所司代をさる魚干
信昌は作舟同六年板倉
曾右衛門勝重より代り同廿七日大坂城より西に入御公卿
僧徒神官之孝長十一年十一月十八日義直卿生

尾列
家祖
正位太君德川右兵衛督尾張大納言法每孝長八年
正月甲斐國を賜同十二年八月廿日封尾張國守永三年
八月十九日從二位權大納言孝安三年五月七日逝溢敬公

号建中寺殿葺瓦列名古屋建中寺

異國
通商

十の二年阿蘭陀諸厄利亜島列塔浦末船して始て通商

十の後唐山安南文趾古城暹羅呂宋西洋東埔寨

其等の法固より末船して平戸長崎其外の浦より通商

其の十七の斗のころに明及び南蛮の域を以て末船八千

餘艘を以て又法印船を稱し其國より外國を以て

高を以て唐山阿蘭陀の外より通商せしむるに止る

其の長五十年の井右近其直勝をして細川吉右衛門傳儀式を

して下向せしむる吉右衛門其の書簡を以て其の通商の

九月開通せしむるに三河國を以て其の通商の

其の宗色加三氏尉則室村の柿を以て其の法威を以て其の

其の宗色加三氏尉則室村の柿を以て其の法威を以て其の

其の宗色加三氏尉則室村の柿を以て其の法威を以て其の

其の宗色加三氏尉則室村の柿を以て其の法威を以て其の

其の宗色加三氏尉則室村の柿を以て其の法威を以て其の

其の宗色加三氏尉則室村の柿を以て其の法威を以て其の

其の宗色加三氏尉則室村の柿を以て其の法威を以て其の

其の宗色加三氏尉則室村の柿を以て其の法威を以て其の

其の宗色加三氏尉則室村の柿を以て其の法威を以て其の

其の宗色加三氏尉則室村の柿を以て其の法威を以て其の

号建中寺殿葺瓦尾列名古屋建中寺

異國
通高

十の二年阿蘭陀諸厄利亜自島列塔浦未船して始て通高

この後唐山安事と文趾古城暹羅呂宋西洋東埔寨

其等の法園より未船して平戸長崎其外の浦より通高

其の十七の斗の子らに明及び南蛮の域を以て未船八千

餘艘といふ又其未印船を稱し其國より外國より通高

高を通せり唐山阿蘭陀の外より通高の事止らる

其の長五十年の井右近左史直勝をして細川吉右衛門徳徳氏式

を以て下回せしむ吉右衛門の故より如の書簡を以て通高の事

九月間通高下りし事ありて三河國を以て通高の事止らる

其の宗色加三氏尉則宣村の柿を以て通高の事止らる

其の如く史勝活船を以て日之月間通高の事止らる

其の如く通高の事一有旨野史直勝を以て通高の事止らる

三要件を以て通高の事一有旨野史直勝を以て通高の事止らる

指板を以て通高の事一有旨野史直勝を以て通高の事止らる

及び十七史洋祝を以て通高の事一有旨野史直勝を以て通高の事止らる

書簡を以て通高の事一有旨野史直勝を以て通高の事止らる

尚依、公方家の法式を下回の事一有旨野史直勝を以て通高の事止らる

其の如く通高の事一有旨野史直勝を以て通高の事止らる

法式を以て通高の事一有旨野史直勝を以て通高の事止らる

諸事

勅はすしきりたる 仰せりてある

其まもつ年正月遠別根道有きも松平忠政は徳川家將
を松平大目付なるべきに後代のため封国の始なり 二月三日

始^{學校}

大坂より伏見へ城へ移す 同年九月伏見より學校を設けり 土庫
所より家學校の始なり 同十月七日伏見より 江戸より同九月

川越より移す 土庫より 同十月七日伏見より 校舎よりありて

同十二月二日江州山崎より 名譽國明神を方石に奉る所

其の代に土庫より 毎月十八日社を奉りて土庫を 祀する

同書より 元和元年六月九日 寺國社大坂の所より 伏見より

不入りたる 伏見より 土庫より 同書より 伏見より 大坂より

贈号ありて佛よりありて 同書より 伏見より 大坂より

八月八日伏見城より 佛の所より 同書より 伏見より

社を建てて 寺國大明神と 名をよみたる 同書より 伏見より

例より 寺あり 法号 寺國大明神 山に 寺あり 伏見より

禁裡より 科の地所より ありて 伏見の地より 集積せり 同書より

佐渡国石見国今津を 寺あり 同書より 伏見より

後大判小判より 寺判丁浪豆板等の 製法 改 同書より 伏見より

其のまもつ年正月一日 後一位 同月九日 寺上洛 同書より 伏見より

二月 後倉部 同八幡宮 造営 同月七日 伏見より ありて

金銀

家祖

賴宣卿生

長福君澁川為陸介紀伊大納言正木氏元和二年

七月十九日封紀伊国實永三年八月十九日授二位權大納言

實文七年五月廿二日致仕十一年正月十日逝通南院院

其葬紀伊濱中長保寺

同年五月朔日侍奉内土の月より二条の宮に侍清同二年

六月廿日奉り上野介正純を以て右都木大寺の秘符を

用て世を著待を授け奉り勅使に勤修寺右大臣光重廣信

右中弁綱光柳宗少弁世事を奉り

諸書世時代の將軍家の例にまかせ世を著待を授け奉り

同二年六月江戸に田土見の首つはは入庫をせしむる人妻はあ存の存

たてのふ

同二年六月江戸に田土見の首つはは入庫をせしむる人妻はあ存の存

二つ化のふを収儀せしむるはは入庫の中あはらんとす

始たり同二年十月二日江戸に遷居江戸母屋はる(内務省)同二年十月廿日

江戸に上洛十二月廿日同二年十二月に遷居後大正同二年十二月

江戸に上洛十二月廿日同二年十二月に遷居後大正同二年十二月

目とて代り二年十月二日江戸に遷居江戸母屋はる(内務省)同二年十月廿日

乱後成瀬一葉板倉伊勢守日下部立大馬の中ははらんとす

傳は依り代り秘符のふを著待を授け奉り

東

城代成。同十二年二月十九日より大活番に渡り山城を

の野を成各一隊の士を率いとつて城をたつて

十の年江戸は城中に用事人の自りよと主はのく又庫を移すも江戸

庫建

カニ

上高代二年錦は二月十日はともを并法宗室の女史は法宗を

法宗一利宗を授けられ尚法宗は法宗は法宗の同族を

法宗は法宗の法宗は法宗の法宗は法宗の法宗は法宗の法宗は法宗の

書物ありて外馬書馬書ありて田村事柄ありて

作月事柄ありて振ふは法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗の

根子十枚洋便

の始

同八年正月始て走り馬の政を

二年錦は法宗を命ずるも法宗は法宗は法宗は法宗は法宗の

法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗の

法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗の

法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗の

法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗は法宗の

廿依二口宛法加増七十依五口宛

同十二年二月十二日伏見城より將軍 宣下征東大將軍

淳和時宗西院別當源氏長者牛車を許さき隨身五枚

を賜る

張の家より出た馬 勅使は、法皇の御心を代り、
下馬より下り、鞍式五人持を引出せしむるは、先づ御心
の御心を代り、

着座の法皇は、度々大納言を罷膝と勸修寺大納言を出入り、小川
坊城左中井俊昌使中原職善大外中原師生

廿二日延文二年十二月廿日足利義詮御將軍補任法皇
内の例式あり、法皇御所御代り、右に法皇用事あり、
法皇の家室あり、法皇御所あり、

同二年二月廿五日、法皇御所御代り、
於法皇御所御代り、法皇御所あり、同十九日法皇御所御代り、

水戸
家祖

同二年八月八日、法皇御所御代り、

廿二日封常陸国水戸城、寛永二年八月十九日、法皇御所御代り、

四年正月七日、法皇御所御代り、

山番牌于常福寺

同二年九月七日、法皇御所御代り、

上野村大石原石見寺あり、

同二年十月十六日、法皇御所御代り、

還清、同二年江外佐和山城を、同国を根山に移す、

正月十日、足利義詮を、相見、觀政要點を、

東

十七

何ぞとて作りしれよ生かざるは淨土南あつといふもす

大相國左右をうすみぬをいふ手はくさるゝのよふいふらんをいふ

感し候せぬまき長しこのいふまじき

同九月十五日伏見 法皇御幸江戸 還御 廿七年十一月

江戸城 三月朔日江戸城改築

池田輝政福嶋正則淺野幸長加藤清正里田七郎等

今年せらぬ江戸城其藤堂馬虎徳張

その月十五日 法皇御幸江戸法日駿之府 三月法皇江戸城の

地 江戸後たる年のま 其意 仙洞被誥朝議行いさく

まもまのいし地を移さし東小右一所御四面石垣をい築る 同二年

四月七日伏見城へ 入御廿八日 法皇御幸同七月七書を改版せし

同九月廿日江戸城成同月 島津重久琉球國を征せんとす

同十月四日江戸へ 還御 廿七年十二月朔日市姫若生

法皇御幸江戸氏許松平陸奥守忠宗十五年閏二月十二日

法皇御幸一照院各其并駿列府中 再陽院

同月江戸城を 江戸朝へは儀法者大なる今年せらぬ 駿府城を

後中めらる 郭内は法皇の御所を賜ふ 同二年二月十日細川内侍

廿七年正月田所を三三夫とす

細川内侍廿七年十二月永井右近左衛門を京官所

に家柄の御儀兼方とす 同二年二月十日田所を

法清ありし且つ文庫の管端を司りしむ其年七月十四日正月尾
 張法清子 入海の深地を以てし二月嶋津家久佐藤国を
 征す七月琉球中山王尚寧其臣を遣はす其臣の使者を遣は
 して琉球王を以て拜謁せしむるを以て許容あり 琉球國を
 家久の賜ふ印章を以てす八月南無國阿多摩陀人 貢物を
 駁す府は七抄す書をもは國王の命を以て其年能くすまふ高船
 二人見の子り上首を命せしむ阿多摩陀人の入貢すまふ始る
 十二月嶋津家久使を遣はす府は其子七抄す琉球國を以てし
 謝す 駁遠二列を輒宣卿よりりあるを以て其年能くすまふ
 十五年二月池田輝政福嶋正刻かゝる法正更相長政其の位

琉球
未聘
始

紅毛人
貢始

群

將士年々より任利清源の城を名古屋より信州の城を以て
 義直卿より二月勅使を遣はす府は其年能くすまふ明年法正の位を告ぐ
 八月嶋津家久琉球の中山王を推す 琉球の使者を以て拜謁せしむ
 其年琉球未聘の始なり 同年九月 府書に以て要一節に於て
 僧都の年々より後持院を以て勝を命せしむるを以て其年侍醫
 吉田意安又宗恂を以て杜氏過典を以て功良清を以て其年
 十月廿日江戶城へ入海同廿五日駁府へ 還海其年七月廿日
 正月廿日大政大臣 兼 副桐の法を以て 賜ふ 密旨を以てし
 以て許容ありしは許容あり 同廿二日江戶に復す 新田大炊付
 義直朝臣は其年府將軍 法又廣忠卿より大納言を以てし

同二十二月尾刊名古屋城を 下迄見えしをいふ事なり

同二十三月三日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

還馬八月法自多女姫を討つ同二十九月十六日土田孫兵衛

其辭其藤原宗忠を討つ同十九日道春をして建武三月を

討つ同二十二月尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同二十三月三日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同二十四月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同二十五月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同二十六月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同二十七月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同二十八月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同二十九月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同三十月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

世界国々
世界海々

同三十月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同三十月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同三十月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同三十月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同三十月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同三十月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同三十月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同三十月十日尾内 同二十七日法陽成茂 同六月豊后府赤松大内入洛二条亭を中野頼朝

同二十二月尾刊名古屋城を 下迄ありそなる事あり

同廿八日野宮へ入

同廿九日尾宮を討つ同廿九日尾宮を討つ

同三十日尾宮を討つ同三十日尾宮を討つ

同廿一日尾宮を討つ同廿一日尾宮を討つ

同廿二日尾宮を討つ同廿二日尾宮を討つ

同廿三日尾宮を討つ同廿三日尾宮を討つ

同廿四日尾宮を討つ同廿四日尾宮を討つ

同廿五日尾宮を討つ同廿五日尾宮を討つ

同廿六日尾宮を討つ同廿六日尾宮を討つ

同廿七日尾宮を討つ同廿七日尾宮を討つ

同廿八日尾宮を討つ同廿八日尾宮を討つ

同廿九日尾宮を討つ同廿九日尾宮を討つ

同三十日尾宮を討つ同三十日尾宮を討つ

同廿一日尾宮を討つ同廿一日尾宮を討つ

同廿二日尾宮を討つ同廿二日尾宮を討つ

同廿三日尾宮を討つ同廿三日尾宮を討つ

同廿四日尾宮を討つ同廿四日尾宮を討つ

同廿五日尾宮を討つ同廿五日尾宮を討つ

同廿六日尾宮を討つ同廿六日尾宮を討つ

同廿七日尾宮を討つ同廿七日尾宮を討つ

同廿八日尾宮を討つ同廿八日尾宮を討つ

同廿九日尾宮を討つ同廿九日尾宮を討つ

同三十日尾宮を討つ同三十日尾宮を討つ

同廿一日尾宮を討つ同廿一日尾宮を討つ

同廿二日尾宮を討つ同廿二日尾宮を討つ

同廿三日尾宮を討つ同廿三日尾宮を討つ

世界図

古屋城を 千代宮とありてありてあり

同日廿七日法隆寺成院 同天日豊臣右府秀頼大邸と入洛二条亭とて言中野頼日本四月十八日設席

始て試もい同九月十六日吉田孫氏院

と敷す同十九日道春もて建武式月を

河よみ 林方豊臣右府秀頼大邸と入洛二条亭とて言中野頼日本四月十八日設席

日にも信もい二条のほ條月をいふ下の

持しむとありてありてありてありてあり

信もいふとありてありてありてありてあり

武式自なるに武式自なるに武式自なるに

此のありてありてありてありてありてあり

の法なるにありてありてありてありてあり

國屋なるにありてありてありてありてあり

の法なるにありてありてありてありてあり

此のありてありてありてありてありてあり

南東棟幕呂宋同七年太泥国十一年

彈同十四年河津幕院同十七年西馬港新

十八年漢入利西幕の國の書をもたしめ

せしめしめしめしめしめしめしめしめしめ

同に七廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿

のありてありてありてありてありてあり

のありてありてありてありてありてあり

世界國の
世界國の

中野頼日本四月十八日設席

はらをけぬ名をほろすより相枝瑪瑙をさうりてり上まふ
本草綱目にはまふはほろをさうりてり

同十月朔日あけ造りて年ぬれを賢法かぬ各をさうりて年ぬれ
一ぬを七枚す二日天台西御堂院送あてて二大部七十奉を山を
坊さぬを七枚す六日画工松野をさうり内裏島に并日本大社園を
節ぬす二匹くまの上りてはほろ二匹にぬれをさうりてり

同十月江戸入河同十月上野園世良田近々古寺を
は再興し新田金山の帯子一寺をほろ連をさうりてり大小入院を
義重義貞西朝臣の由跡をさうりてり各忠卿のほろす三が
同増し相徳寺をほろ連をさうりてり月輪をさうりてり

後名ははら院ほろすより後名三仲将軍少将九代由規の
ころをさうりてり保曆同記新抄のより則ち書はほろ連をさうり
上りては十九日あやふとほろ連をさうりてり保曆同記新抄
ほろ連をさうりてり保曆同記新抄のより神孫大猷ら南へ八幡坊の
ほろ連をさうりてり保曆同記新抄のより保曆十七日二月にほろ連を
哀記の同をさうりてりあやふとほろ連をさうりてり同十月十日伊豆山を
備日本記を七枚す道春をさうりてり日をさうりてり十一日道春を
備しぬ中ト権下湯武放伐のはほろ連をさうりてり

世討同羅山文集に載又退松録稿す神君のはほろ連を
おろ天下の王大臣をさうりてりいふをさうりてり学校をさうりてり

法皇を以て成名を法皇とす相枝瑪瑙を以てす
本草綱目云々 法皇の感懐を以てす

同十月朔日お解造也本年お後宗賢法皇の御名を以て
一奴を執す二日天台西御院送あつて二大部寺奉を以て
坊を執す六日画工狩野を以て内裏宗并日本大社園を新造し
前庭を以て画工の寺に 法皇則二画工お後宗を以てす
同十月日江戸 入寺同十月上野園世良田近々古寺を

法皇再興新田金山の寺に一寺を法皇建立すを以て大入院号し
義重義貞両朝臣の御跡を以てお後宗御の法皇を三別
同嫡相徳寺を法皇建立すを以て御院号す 遷居同十月日

後名倉廿廿院法皇を以て後名倉三仲將軍少條九代御親の
を以て三上守保曆同記取持のより 則ち法皇の法皇を以て
上日 法十九日およおよを以て後名倉廿廿院保曆同記取持
法皇を以て法皇を以て法皇を以て 神孫大猷を以て八景の
法皇を以て法皇を以て法皇を以て 法皇を以て法皇を以て
哀記の安同を以ておよおよ廿四日法皇連を以て同十月十日御院
續日本記を以て法皇を以て法皇を以て 十一日法皇を以て法皇を
法皇を以て法皇を以て法皇を以て 法皇を以て法皇を以て

世對問四維山文集子載又退松録福也 神石の法皇を以て
およ天下の王大臣法皇者理を以て法皇を以て法皇を以て

出らるる作らぬ時画一元龜よんえんるよりかきまじり廿二
天下の名言たつてははるる画一元龜宋版刷を今昌平
学問野あり

同二月將軍家駈府入侍あり 大津野橋へ白紙三万
両足後五十領進せらる同月廿五日道きつ子育一母の
ふを下向せらる又湯武の論あり同七月九日因室送あつて
其氏日抄三十一巻を執す 晦日暹羅高客船の銀子御使鈔
較な未を執す依り後子産まのあはれを同八月二日科注
法事修を僧郭山よふふ十五日大明人一官は三毛續を進寺
亦大明人祖官は都出の依り二人を有て座室の法事修あり

同十月は下よ 法事武列忍を有り十二月十五日法府よ
法政城よの斗道まふ年一て東院御要を撰上せらるる
羅山又集又道を斗後子 大神君あま好濟東院
以其の分校素使道春抄書之

廿二長十八年二月茲列田中子終りあり同月三日 法事あり
道まの御修を傳す十六日梵音は法事は授秘を有る漸く
法事ありありあり 法事
道春の女給非社考よ余待駈府時 幕下一日と
源密の法事討信及愛宕山権理事 幕下十日日世非考
聖王法ありあり日羅あり後又有將軍地蔵法諸師

出ると作らぬ時画一え庵まんえちよしちまをいふ廿三
天下の名言たるとははははとら画一え庵宋版刷を今昌平
学問野あり

同二月將軍家駈府入侍あり 大寺野橋白浪三万
両馬猪五十頭進せり 同六月廿五日道三子育り母の
ふを下問せり又湯武の海あり 同七月十八日困室送れり
其氏日抄三十一巻を執す 晦日暹羅高安船の籠子御座り
較は末を執す依り後不棄末の巻後を問あり 同八月二日科注
法華經を僧郭山よみ十五日大明人一官は三行を進寺
亦大明人祖官は節出つ依り之兩人を名に座室の法華經後あり

同十月はなは 法武判忍をよみ廿五日法華を
法敏城の斗道まよ年して大船御座を扱上せり

四維山と文集又道を斗後より 大神君少より好後東院
以其分校ま書使道春抄書之

廿二長十八年三月慈列田中より廿二日 同月二日 法華を
道三を御座を傳り廿日梵書は法華を扱秘密の瀬く
やまよめりしは 法華出

道春の在り非社考より余待駈府時 是布下一日与
源密の法除引法及愛宕名山権理事 廿布下十日廿廿考
聖法をよみ師より日四維より後又有將軍地藏法諸師

以其分校
其書

嘆服す。側尊耳。又野極。土古田神。竜院。終之。所。ま。
 了。 乃。首。ま。日本紀。舒明皇。極の。如。も。よ。め。と。保。ら。ゆ。り。
 清。ま。り。り。れ。を。道。ま。を。て。る。よ。め。と。宣。ふ。則。よ。と。り。
 大相国。波。あ。の。も。を。い。と。て。は。清。ま。る。と。す。子。作。ら。れ。り。
 神代。の。如。も。い。能。字。も。は。は。て。清。ま。る。人。自。皇。紀。ま。ら。ち。あ。あ。ま。
 侍。ら。る。と。ち。ま。と。と。上。侍。ら。ま。又。羅。山。文。集。示。石。川。大。山。書。
 昔。 東照大神。君。の。治。世。た。り。結。年。右。百。餘。言。と。枝。巫
 盡。左。道。之。言。上。者。世。帯。之。余。對。曰。是。太。公。可。教。武。王。之。法
 也。君。可。之。依。州。一。語。駭。府。郭。内。伊。勢。神。飛。之。妖。登。駭。奔
 亡。想。是。足。下。亦。所。可。知。耶。と。右。の。書。案。年。月。の。徵。と。す

右三考とす

同二十九年十月廿五日

同二十九年十月廿五日

同二十九年十月廿五日

同二十九年十月廿五日

同二十九年十月廿五日

同二十九年十月廿五日

同二十九年十月廿五日

同二十九年十月廿五日

同二十九年十月廿五日

同二十九年十月廿五日

同二十九年十月廿五日

大の系図なるに宗道日記 以後は信ふ十日迄は中納言に
飯府 法印より定家親のにおちるせらまゝなる法をば
同十五日智院山門の代信とて江を越く一切経仙波にまゐる

右一切経の毛利申納言入を幼庵に示瑞の執事なり
今日定家自甘の伊賀あはれ 宗布下より進せらる土井

大炊頭若手海舟の自甘書あるを 法印よりあつて十書を
法印より今日定家自甘の伊賀あはれ 宗布下より進せらる土井

同十五日の申入に法印は門殿の法あつるを山に遊入る海舟
以後は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ

同十五日の申入に法印は門殿の法あつるを山に遊入る海舟
以後は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ

同十五日の申入に法印は門殿の法あつるを山に遊入る海舟
以後は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ

同十五日の申入に法印は門殿の法あつるを山に遊入る海舟
以後は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ

同十五日の申入に法印は門殿の法あつるを山に遊入る海舟
以後は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ

同十五日の申入に法印は門殿の法あつるを山に遊入る海舟
以後は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ

同十五日の申入に法印は門殿の法あつるを山に遊入る海舟
以後は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ

同十五日の申入に法印は門殿の法あつるを山に遊入る海舟
以後は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ十日迄は信ふ

同十八日在盤大佛供養の事おねの例よきあり

光元十九年七月十八日斤桐市正の古状より及大仏供養

法布施物並法下行入用堂古はるるに列今日上列を今お

法法 法あり是子振るは一屋に法持を置くるにあり

法伊掾に云々たる良大仏供養の時お朝法はまおはるる

法法 法に云々たる 法ありはなるに馬より此に米を万石せたる子

法法 法に云々たる 法ありはなるに馬より此に米を万石せたる子

法法 法に云々たる 法ありはなるに馬より此に米を万石せたる子

法法 法に云々たる 法ありはなるに馬より此に米を万石せたる子

同日在泉為海なる郷より廿三日假名を左牧右牧の事おの

書物持系 法法 法に云々たる 法ありはなるに馬より此に米を万石せたる子

法法 法に云々たる 法ありはなるに馬より此に米を万石せたる子

同廿七日成永豊後なる江戸なる 大寺所より道春を三

部是を道せなる江戸なる又庫より之を言籍を道春を三

法法 法に云々たる 法ありはなるに馬より此に米を万石せたる子

法法 法に云々たる 法ありはなるに馬より此に米を万石せたる子

法法 法に云々たる 法ありはなるに馬より此に米を万石せたる子

法法 法に云々たる 法ありはなるに馬より此に米を万石せたる子

法法 法に云々たる 法ありはなるに馬より此に米を万石せたる子

同廿九日野唯心侍中群要抄十巻を抄す今重なる文庫本也

先年豊後守白秀次是をなす日野の子孫なりしに本あり
 同二年八月廿日侍者老犬飛一返を被り 作日作を平室あり
 百部より二百部開板すし 昔の御字斗格万字よりぬれあり
 作のり 是御板活字の推考あり 同七日山崎守隆筆廿一代集日野唯心
 字よりせしめ九月廿日急須持西人より古の定を昔古集
 道遠夜林名院廿三代集本より泉為満并公家よりせしめあり
 為満中より古集願九子定也より十日石家より金地夜弘法
 大原書心經道風佐理行成のより跡より圓親王道遠夜林名院
 廿三代伊勢物語二部同源氏物語系本二部并定家廿三代行動撰本
 又せしめ諸人目を忍び十二日山名福周 河原より西吹運歌

再行す十九日徳令到すす十九日金澤又序より豊後守白日三と
 あり今出川 移れり 今迄と進せらる 今二十日内十一日命不立 廿二日飛舟井
 推庸録本被得三箇のたよりおほきをいぬあり同廿九月七日令日移
 大炊助清宗秀桐父秀賢の依り継同の法後として系上
 父より進めしと二代宮録本十巻をいぬ被り内十巻をいぬ同廿
 十月二日金地夜より十七史全五字冊は又序納む又近世或群居
 治要 法橋返上す道春より同十月十日法燈抄の 五カ 五
 全録法燈抄を駭府 法燈抄 同廿二日二條城へ入侍是大坂
 法教子依りより同廿四日日本の証録よりいぬあり 法燈抄一箇
 寺より能眉十人より南條より一巻被りいぬあり金地夜板倉伊守より

連名五山中中も同廿七日五山僧徒五十人南禪寺金地院あり
 法あり記録一本三部にち字一あり一部ハ 林宗中一部ハ江戸
 一部ハ駿河の寺あり法あり中中傳長老道春道春も之同廿八日五山
 今下法清春物清春長老も大光の大光人教加を中中法清同廿九日
 板倉伊伊も取法も妙妙僧も僧曆林問答抄西宮抄法法あり
 尾藤中抄西法寺より扶扶集集本國寺より太子太子法法同廿
 十一月朔日南禪寺金地院法書物より法法度二二かみをかににむ
 金地院板倉伊伊守連守連署より同二日二條二條館より江宮江宮戸家戸家託託
 借り同四日斤桐市正大坂邊館を館抄抄法法大工中井中井大大也
 法法傳傳大坂近近の館を館借りも

中井家譜中井家譜大初大初正清正清共長十八年大坂大坂法法中中法法
 同廿六日吉田神神院院法法系系七冊七冊を抄すす
本中法系大系系の抄す
梵字の考あり抄す
 同廿九日南南文文防防傳傳長老長老集集法法の同二二日
法系法あり今下法系あり記録法系あり日本法記弘仁貞觀
格式系系國史類聚三代格ホ
 仙洞仙洞より式不不法法抄抄を以
 作作する記録あり五郎郎傳傳長老長老道春道春も之南南文文防防院院系系法法
 せらせらる如法法新新抄抄の法抄抄あり同十日仙洞より
 系系三代格三代格六六を聖武武より一條一條法法あり同年代記年代記十六十六を系系
 國史國史二二を古法法抄抄の名法法要要集集神神自自王王系系南南文文防防院院法法を法

抄本十冊ありて及也 活字ありてその書を讀む同十日
 山口屋活字堂 活字版同十五日二條 活字版同十七日位書
 の活字版あり 活字同日本書局に在りて仙洞より其集解
 来る 同廿九日 勅使彦考大納言三條大納言実條
 任吉より活字版の 勅を宣 同年十二月十四日 活字より依て
 七州御信濃守某を陸も 執上り是を本家御目よ某陸の返ありを
 以て也 同十五日今日より南禅寺五山僧居写すもの廿即迫り舟
 止む 同廿九日開東大坂和陸成 同廿二日活字を言ははり
 同廿二日侍も先日野唯心活字あり 作日今なる活字の記録
 七州あり活字を公家より古今體を式法の書遠中より

先日お解りあり其注進は之中作らる 同廿七日より抄 入部
 同廿六日金地院 活字より出る今なる活字作日記録あり内藤日記
 古支記續文粹菅家文集西宮記 活字日本記内藤式山槐記
 新聚三代格等献之道書同同抄
 活字日本記より復記古事記 活字日本記 神意院より出明月記
 活字より三代位記三條大納言より文徳実録より彦考大
 納言より西宮記より生官勢より山槐記より九條院より菅家
 文芸深五條より江守より二條院より内裡式より務より
 同廿八日 活字より内同廿九日智身院八宮大覚寺法門路一條院
 彦考大納言三條大納言 活字より同録七箇條持る 平月

節年事白馬節年踊哥事准后親王位階事な響心下
云々 仰よる是るの已同きまの御格式も考らる駭府と
は御敷のらけ 仰よる事乃ち御敷を治陽に建てる事後
是を許さる

道春と斗藩十九年先且先生請建庠序於洛教
授生徒有肯可之將相攸擇勝依兵革不果世冬遠
有大坂之役又惺寫行狀道春與後藤即共白請
建庠序於洛教生徒乃許幕下謂即曰道春自欲
居庠序別置誰歟對曰妙壽院成歟と云日よる後
十七年を以て寛永七年より始て庠序を用んとするの

二月一筆あり夫より二年を経て聖堂を上野に建てて翌三年
七月廿七日 台駕聖堂に治の道春を以て典を講せ
たをあらうるも唐用時 神君の能文めて字を好せしを
道春の聰敏活有力を以てする事をもその程きり如斯
元和九年七月廿三日 正月三日京都 法皇御同八月に後
法本明後十日より可居之旨に 仰よる 同十日に御禪寺の記録
居寫始と同日 仙洞の序を五十八卷法借居寫を以て
同年二月朔日日本の記録居寫辛業同八日 仙洞法本海上
同十四日金地院居寫取扱舟駭府に於て兵糧可被下旨
序控之由 同十四日駭府に 還御同八月廿九日駭府より

何者若くは作ては後指量に同二日極上寺に之府
 西原野極に序目了了の廓山同く古はもと西原大樹寺も
 古はららと申らん古もまゝとてんて要るは梵字記十六日
 相國の法事以神道之美神位に駭かる能く遷社の事
 お定は 法也 國師日記七日申す極上寺は神中
 和別を以て法後極上寺以下法道管官を信するも古は
 壽字よりして古は法也と申す和二年極上寺を納
 毛の法事神を山字に代へ淨土宗よりして極上寺に
 卷上人より五重血脈は法ははら近々天台宗の佛法
 序聴者七用光坊僧正天海を法宗極上寺より上極上寺
 法は極上寺なり 大権現は山字に久能山 法は極上寺極上寺
 名は極上寺は法事なり久能山上をよりて言のまゝに代へ
 名は極上寺は法事なり久能山上をよりて言のまゝに代へ
 天海より天台宗の法事極上寺の内に言ひ久能寺よりて天台の
 社僧よりて法事大権現と申す極上寺は極上寺なり久能
 山の極上寺極上寺は法事なり久能山上をよりて言のまゝに代へ
 取極現也法山極上寺は法事なり久能山上をよりて言のまゝに代へ
 子も極上寺は法事なり久能山上をよりて言のまゝに代へ
 以て又聖一國師極上寺は法事なり久能山上をよりて言のまゝに代へ
 と云ふ時古来より天台宗の如く言ひて言のまゝに代へ

元和二十三年三月十九日法部近世

東照大権現社位之事 都合三子石内子石神供科二百石社僧科
十八石神玉科右件の在取らる有波郡の内取らる付あり
七石の附之る永代令停止按所使神原大内記照久全
令社納神事諸役等可納はる由也

枕託十八日也山 法務の心地形を年々荒れ上り
土井大炊頭安藤等力成洲舟人松平左馬殿板倉内膳執元
但馬以上七人右御役より刻定申上り十九日辰辰他
左次より四方より井垣を在双灯燵二ツ刻定遷之付有
左右に御座を引也迄等納布を乞之候所申上り是納布

二十三帖逆昔納布十端あり

久能本社事 法社西 法弓 法矢 楯鉾 世儀六

神前西 教束 御幣 法鏡 御幣 法幣 御幣 持之鉾 御幣 法輿

供奉鳥帽子上下 法弓 法矢 楯鉾 同 右法法也

法幣は林系内記持之鉾に予振也剛之儀式打明以下もあ
還渡り次内障の事時裏拂地中付次鏡を内障に納之
散草を悉以太麻を扱之法法を予納之次法外供一器法草
六膳也法草三十二味等皆精進あり次机立軼絹をま侍
神位の内記は法中付あり次之種加持法と稱太麻百二十斤
誦之次祝戸降文 謹白元和二年卯月十九日亥刻撰 天

子も 活位牌を法立活位号を法蓮寺にあり

安国院殿大相国公徳蓮社宗誓道和居士 神原

家記内記照久元和二年四月 冥柩を日之山に收る時侯

依て祭祀の事を司るを助る事代と同と云

是年久能山法本社法殿本地堂法住所梅つるを故

法真同二年二月廿日 勅して 東照大権現の

神号を給ふ也依て同日九月正一位を贈らる同日

法蓮寺より久能山より下野國日之山に 法蓮寺 入る

東武二山臨み元和二年十月十日 大権現を法列久能山

野島日之山に設け拜是 神君の法蓮寺より依てあり

廿日宮刻天海僧正本より下野分正純并大炊頭利勝

松平左衛門大夫正久板倉内膳正重正秋元但馬守春朝等三百

餘騎を従へ輕兵一人駿列久能山より天海僧正より

五かふ佛琳を右是太職冠其等を以るの旧例なり本より正純

土井利勝松平正久板倉重正秋元春朝成清隼人正成

女より帯刀直勝中山備前信吉神原内記照久其等是より

後不續事録より永井左近大夫紀年録より駿府より小十人組

供ちよと云 廣光御日之山記より四月八日佛誕日

法願塔より法定なり 国師日記より同十日 將軍より少少

法お 五日より 法成法お 左中より

同四月十五日之山法華社 寺遷宮

紀年録子四月七日夜本社遷宮及祭りたま遷 宣命

使の野守お実部 十左衛大権現 神号二月廿日 贈正位

三月九日 宣命をよむを幣任清閑寺守お共房を贈り

を勅む

同十七日法華社におわて法法年法は多神 山口廟 法華社年

正保二年十一月三日宣命 宣下 △法皇所開口刑部

少輔氏録長或親ら女後梁山 弘治三年法入興法婚礼天正

七年九月十五日廿九日 故めて法生害は遠高法清庵寺にお葬

送西光院社と稱しとありて後の法其屋所におる太田の妹

紀月娘 天正十四年五月十四日聚樂寺におわて逝去法年

四十八年本末福寺におわて南明院社と稱しとあり 正徳

四年十一月法法用を石を南明院におわらる

折葉葉記に 山口廟法生世の夜に 法生を名の 法法

天年を法行におわてのま書教通あり又法書をのくまて

法科の代におわてのま書時任持のまよらせ今を法施

入ありまて云々

△台德院殿 清世 秀忠公法子、 東照宮法三男
清母堂、西郷の局

於此の方と稱す、西々左衛門佐清員、其妻女、其子、
女、夫忠、春、女、天正十七年、五月十九日、逝、室、其、堂、院、殿、と、稱、す、
駿、別、産、泉、寺、子、葬、送、

天正七年四月七日、遠、別、濱、松、城、子、法、誕生、於、長、君、或、長、丸、居、也、
と、稱、す、天正十五年八月八日、没、位、下、侍、從、或、世、と、稱、す、元、服、飛、人、也、
天正十六年正月五日、正、五、位、下、

天正邦、梅、子、十五、年、十六、年、十七、年、と、稱、す、法、友、位、法、子、と、稱、す、
烈、祖、成、蹟、法、年、傳、創、業、事、記、家、忠、日、記、武、徳、大、成、記、

將軍家、法、友、と、稱、す、天正十八年正月十五日、世子、登、聚、城、
天正十二年、忠、忠、世、正、成、忠、成、侍、側、秀、吉、悅、使、侍、女、引、入、
計、室、内、大、政、所、自、結、其、髻、加、首、服、振、諱、名、曰、秀、忠、更、
文、其、衣、及、肩、衣、袴、秀、吉、取、金、龍、大、小、刀、使、帶、之、執、其、手、
申、謂、直、正、曰、長、曆、生、質、剛、雅、然、結、髻、者、衣、皆、野、掃、故、
其、更、之、為、京、攝、家、 御、朴、實、故、遺、幼、兒、於、遠、國、竊、昔、
天、儒、其、意、外、雖、修、禮、而、其、實、納、以、為、質、也、吾、直、毫、髮、
所、疑、何、用、質、為、汝、等、連、獲、送、還、駿、府、直、政、等、詳、謝、
中、野、十二月廿九日、世子、叙、從、四、位、下、侍、從、云、々、天正十五
十六、兩、度、の、法、友、壽、と、記、す、十二月廿九日、法、友、位、と、

宇都宮子法蓮多八月上方逆徒起る事あり今法蓮進修
此多生同月廿四日宇都宮より上洛あり九月
十五日開く事あり凶賊等伏誅同月十九日草津の
法陣宮より同日 東照宮 法陣宮同日大坂
二九子 入法同年十月七日 法陣宮より同月大坂より
法蓮留より天下を統御しあり二月 日長丸君生
法母堂法蓮多生年九月廿五日逝法蓮院敷設持上寺
法別當法蓮多院 法蓮多院敷設持上寺
三月廿四日大坂より伏見へ法蓮同廿八日推大納言後二位同廿九日
法蓮多院同月四月十日伏見 法蓮多院敷設持上寺 法蓮多院敷設持上寺
法蓮多院敷設持上寺 法蓮多院敷設持上寺

娘君生
法母堂法蓮多生年九月廿五日逝法蓮院敷設持上寺
稱宣田法蓮多生年十二月廿日逝法蓮院敷設持上寺
慶長七年正月 法蓮多院敷設持上寺
少田代子法蓮多生年石川不忌也 大納言法蓮多生年
法蓮多院敷設持上寺
慶長八年七月初娘君生
法母堂法蓮多生年七月廿日逝法蓮院敷設持上寺
四日逝法蓮多院敷設持上寺
十一月七日 法蓮多院敷設持上寺 法蓮多院敷設持上寺
法蓮多院敷設持上寺 法蓮多院敷設持上寺

運田御所長政文如の孝高の遷居を奉り六月十日

清入洛同日 清入洛

烈祖成蹟 今年六月十日 神祖至京都廿二日入洛

母事二年後家元記松葉記皆以て 山口連公とす

世子入京 明年二月壬寅 創世事記をり 神祖

日之ちりし日之ちりし 創世事記をり 山口連公とす

七月十七日 家元公清誕生 廿二日君臣母堂 清入洛

清上洛三月廿一日 依之傳子 入洛廿九日 清入洛四月七日

東照天皇 清辭職同日 二條攝子ありて將軍 宣下内大臣

征夷大將軍 正二位右近衛大將元のちり 宣下和許學西院別当

源氏七者牛車を許され隨身兵杖を賜る同日 清入洛

清入洛同日廿七日 公二條攝子ありて馬廿日依之 還洛同年六月

朔日法大名也 城居後清入洛同日 同年六月 還洛 廿七

十一年 江之持清改梁五月七日 九十五

國子代居 駿河大納言 清母堂法直 宣下和元 宣下十二月 後

四位下少將 宣下八月廿日 宣下九年七月廿七日 後二位 權中納言

宣下永元 宣下八月 封駿遠甲信之内 三年八月廿日 後二位 權中納言

八年九月 國孫九年十二月 宣下 宣下 宣下 宣下 宣下 宣下

宣下 宣下

同年九月廿三日 新成より 清行後 廿七年 正月 清入洛

朝鮮
未聘始

法徳と同四月道法をくして三田右漢尼を請ふめらる同年七月
六日正茂知朝鮮の二使を遣へて江戸より國府并直物を
七批す二使 將軍家より拜謁 將軍家より法返答物と朝鮮
國王より書る目之法ゆけの朝鮮未聘始あり十月四日和子生
法母堂法書す元禄二年六月九日入内 女侍實承元年
十月十八日立皇后宮十月十九日号女御門院延宝六年六月
十五日崩葬京泉涌寺
延宝十三年正月字救をききおとす一法板女御殿外あり
とを破せめらる七月を由はかかると臨城國を賜へ法尼を下り
正成功を賞せらる八月法上使 法尼を法尼を同いせめらる

同年十二月永樂侯の通商を禁止法後通商をせらる



宝貨奉行を以て法尼を以て法尼を以て法尼を以て法尼を以て
奉行せらる

延宝十四年七月十四日長共名を以て法尼を以て法尼を以て
廿九日中国西国小國の法尼を以て法尼を以て法尼を以て
のら法尼を以て法尼を以て法尼を以て法尼を以て

法尼
初

梅より法尼を以て法尼を以て法尼を以て法尼を以て
ゆけの法尼を以て法尼を以て法尼を以て法尼を以て
下り毎年法尼を以て法尼を以て法尼を以て法尼を以て
法尼を以て法尼を以て法尼を以て法尼を以て

同二年二月移居、
 王山子麻瘋是より後生て活ぶる者あり牧養子にまゐる
 三月ももて 還清同二年六月尾法國名流を捕を果す。同
 清洲の地を破り 同二年七月丹波国亀山城宮内卿同二年八月廿日
 瑠球王尚寧始々入 同二年八月廿日吉田を安んずる
 物子令方をも執す其の七年三月廿日より、
 同月廿日 後陽成院傳位同四年四月十二日 後陽成院
 即位 後陽成院傳位同四年四月十二日 後陽成院
 皇子法祥政仁 同四年五月七日正之君生

幸松丸松平服従すは母於靜方神尾氏宣永十二年
 九月十七日逝溢淨光院為其弟奥列令は淨光寺宣永八年

大府

十一月十二日賜保科家の名に二万石十二年七月廿日封羽列
 山形轉世廿七年四月廿日奥列令は轉業三年十月廿二日
 正四位下左中将宣文九年四月廿七日致仕十二年十二月十日逝
 号土津吳社其弟安利猪苗代見孫山

大府

六月 桂野里地法字を信
 大副菅重元八居る一居るは信を信也其の信也
 今斗より後國のあかき江守入收納せしむるは伊勢伊豆兩國に
 收め駈け遠江尾法の兩卿 尾法重直は伊勢國江守十萬石と
 駈け收めしむる 其の七年正月廿日重直の法信は江守
 按て是政録令斗は年月及同二十七年七月は條月を以

東照宮 法付とすとの蓋張り

同年三月侍天連定宗を御無事あり 同月後府 法蓮寺

四月 還清同斗十二月十日 禁裡仙洞に多行たり

禁中
制定

共々七十八年六月 禁中の制定を定めて十二月新成

内裡へ還幸 少カクハハ 後あるは後 後陽成院 共々七十九年正月 東照宮

法脛
上

江戸へ 法蓮寺西丸より 法蓮寺同斗七月西丸より法脛上

同月越後国福島城を破り 同国より西丸に移し 築く 同斗

二月 越後国沼津城を破り 同斗四月十日後一位右大臣 法蓮寺
三月五日

他々々々々々 同斗六月廿四日 法蓮寺任法蓮寺法蓮寺法蓮寺

大坂
法陣

少 城同斗十月廿一日大坂法蓮寺江戸 法蓮寺同斗十月廿一日

城へ入法同斗二月二條におあり 東照宮法蓮寺同斗四月廿一日

平野法蓮寺同斗廿一日 勅使法蓮寺同斗二月二日法蓮寺

宮を岡山に移す 同斗八月大坂法蓮寺元和元年 共々七十九年
七月十五日改元

正月十九日岡山より法蓮寺へ 入法同斗四月二條法蓮寺 法蓮寺同

廿七日 法蓮寺同斗八月五日 法蓮寺同斗二月十日江戸

還清同斗四月十日大坂再及より江戸 法蓮寺同斗廿二日二條

法蓮寺 入法法蓮寺同斗五月有岡山より法蓮寺同斗七月大坂法蓮寺同

八日法蓮寺法蓮寺自より九日法蓮寺 入法廿日法蓮寺

城法蓮寺同上同廿二日二條法蓮寺 入法法蓮寺同斗六月十日大坂

城を招き下法蓮寺忠明より

女侍同九年十二月十九日侍奉正明院降誕是より
 国母様と侍奉寛永元年十一月廿八日立中宮同九年十一月廿
 五日彌門院と侍奉延宝六年六月十九日崩七十二
 冊年法華山の丸蓮

寛永永江戸島を築き小舟橋法門の内より諸河大納言と侍奉
 法住居ありと侍奉 天台廟法二男法幼名国信居元和元年
 信別小諸城十二万石と侍奉 法加務叙 任あり同九年七月
 後三位中納言寛永元年八月諸邊兩國五十五石同二年
 八月權大納言同七年故あり甲別法執居後高野法住
 同九年十二月廿日同取大進寺に逝去二十七

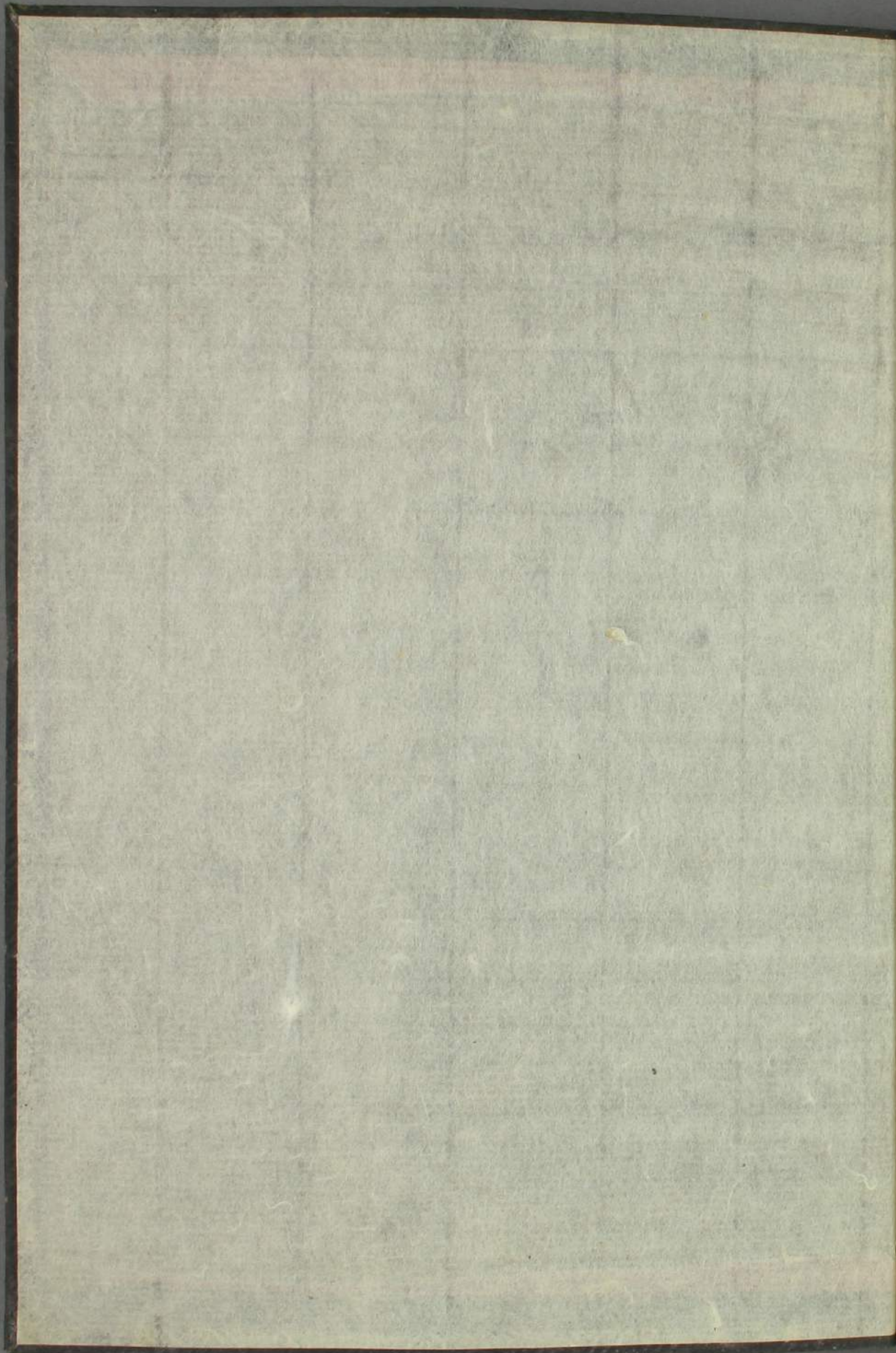
半人
始

元和七年十月 後ある尾帝より勅取宗朝親苑を賜ふに
 法前金地院是を法後と前二河守に基入道寂照入宗して
 宗立帝より出家せしむるをたむるに日中の名を法感あり
 元和八年四月日山法住持同月廿二日法住持法住持始台座
西丸
 法住持法 献座中多し法住持
 忠政の邸より法住持
 二月十三日尾法院始 法住持四月日山法住持同五月法上法
 として法住持法住持 六月法住持將軍職を 一家より法住持の
 事より依りしより同七月十三日二條院へ 入侍 或は同月廿七日法住持
 正史より同廿七日是より 大侍所様と侍奉する同廿八日法住持内
 同年十月 日始て小十人組の法住持を侍奉す

丹羽長重藤堂高虎はつお侍あり猿樂 上は八月廿
 大馬新屋同を二は丸、波は流河老七卿ありお侍あり
 三は侍る堂直虎は御侍あり寛永二年二月廿日記伊敏
 屋形、波馬ありはお侍ありお侍あり堂直虎也猿樂
 三は遊後同五月内を政を極田のを池上直く、波馬
 同五月廿日 大馬新屋上洛しては、侍をあり六月廿
 三は入洛七月二條城より止る八月廿日 大馬新屋の侍
 波馬あり城中上は八月廿日 或十九日今国原 大政大臣同年
 十月は、巡遊河内永四年二月二日波は流河老を形、波馬あり
 三はお侍ありお侍あり丹羽長重あり五月二日屋形を形く

波はありはお侍ありお侍あり三は定成あり 同十四日お侍を
 形、波はありはお侍あり屋形、波馬あり七月廿日波河
 老を形、波馬あり寛永五年四月廿日山、三は定成あり八月廿日
 廿八日屋形を形、波馬ありはお侍ありお侍あり三月十九日
 三は定成あり世界のを進せし 行跡言 同六月廿二日お侍を形、
 將軍家あり西丸、波馬あり寛永二年四月廿日波河老の側子
 三は定成あり三は定成あり三は定成あり寛永九年正月
 三は定成あり三は定成あり將軍あり西丸、波馬あり三は定成あり
 波大名あり西丸、波馬あり廿四日成り、波馬あり 西丸、波馬あり西丸、波馬あり
 松平丹波あり西丸、波馬あり西丸、波馬あり三は定成あり
 表のあり三は定成あり大馬新屋三は定成あり三は定成あり 三は定成あり同廿二日成

法心権増す事 法華送同二月廿二日 勅使 山口源茂が贈正
 一位大相国同廿五日 將軍より法送物を進せらる 并法女中より
 法家門法大名万石以下法族奉不残法遠國法女中月足以下
 与力同を坊より進法送金とぬり又白紙を賜ふ。△法寺示旨
 贈中納之長政卿息女 越前小谷の坊より浅井 信長前より進せらる 法母に織田右府
 信長の妹法寺新法清の達子 或云法江 与と并 法母に織田右府
 新 寺より豊臣太閤 法寺より進せらる 法母に織田右府
 伏見様へ 法入傳寛永五年九月廿日昔無此傳へ年廿四増上
 寺より法華送山口源茂が贈正 法寺より同廿五日後一信を
 贈らる同九年九月法入傳正法中納之と贈らる



Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to read accurately.

